

議 第 161 号

令和 4 年 9 月 5 日提出

熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この項において」を削り、同項の次に次の1項を加える。

- 3 教育職給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料を支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と教育職給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提出理由)

国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)の施行による一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の一部改正に伴い、教職調整額の計算の特例を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和４６年条例第６１号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第１条 この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和４６年法律第７７号）第３条及び第６条の規定に基づき、市立学校の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。 （定義） 第２条 この条例において「教育職員」とは、熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第１８号。以下「教育職給与条例」という。）第２条第１号から第５号までに掲げる者のうち、校長、園長及び教頭以外の者をいう。 （教職調整額の支給等） 第３条 教育職員には、その者の給料月額１００分の４に相当する額の教職調整額を支給する。 ２ 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 （教職調整額を給料とみなして適用する条例等） 第４条 教育職員に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則又は規則の規定の適用については、前条第１項の教職調整額は、給料とみなす。 （１） 教育職給与条例第６条の３（地域手当に関する部分に限る。）、第７条、第８条及び第１７条 （２） 熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和３０年条例第１６号） （３） 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和６３年条例第３４号）	（趣旨） 第１条 この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和４６年法律第７７号）第３条及び第６条の規定に基づき、市立学校の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。 （定義） 第２条 この条例において「教育職員」とは、熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和２９年条例第１８号。以下「教育職給与条例」という。）第２条第１号から第５号までに掲げる者のうち、校長、園長及び教頭以外の者をいう。 （教職調整額の支給等） 第３条 教育職員には、その者の給料月額１００分の４に相当する額の教職調整額を支給する。 ２ 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 （教職調整額を給料とみなして適用する条例等） 第４条 教育職員に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則又は規則の規定の適用については、前条第１項の教職調整額は、給料とみなす。 （１） 教育職給与条例第６条の３（地域手当に関する部分に限る。）、第７条、第８条及び第１７条 （２） 熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和３０年条例第１６号） （３） 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和６３年条例第３４号）

(4) 公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号） （教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等） 第5条 教育職員については、正規の勤務時間（熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第7条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）の割り振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第22条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日における正規の勤務時間中の勤務を含む。次項において同じ。）は命じないものとする。 2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。 (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務 (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務 (3) 職員会議に関する業務 (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務 3 教育職員の宿日直勤務については、従前の例によるものとする。 （準用規定） 第6条 前3条の規定は、教育職給与条例第2条第6号に掲げる者のうち、校長及び教頭以外の者について準用する。 附 則 1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。 2 教育職給与条例附則第8項の規定による給料を支給される職員に対する第3条第1項（第6条において準用する場合を含む。以下_____同じ。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料	(4) 公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号） （教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等） 第5条 教育職員については、正規の勤務時間（熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第7条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）の割り振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第22条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日における正規の勤務時間中の勤務を含む。次項において同じ。）は命じないものとする。 2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。 (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務 (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務 (3) 職員会議に関する業務 (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務 3 教育職員の宿日直勤務については、従前の例によるものとする。 （準用規定） 第6条 前3条の規定は、教育職給与条例第2条第6号に掲げる者のうち、校長及び教頭以外の者について準用する。 附 則 1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。 2 教育職給与条例附則第8項の規定による給料を支給される職員に対する第3条第1項（第6条において準用する場合を含む。以下<u>この項において</u>同じ。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給
---	---

月額と教育職給与条例附則第 8 項の規定による給料の額との合計額」とする。 <u>3 教育職給与条例附則第 1 6 項、第 1 8 項又は第 1 9 項の規定による給料を支給される職員に対する第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と教育職給与条例附則第 1 6 項、第 1 8 項又は第 1 9 項の規定による給料の額との合計額」とする。</u>	料月額と教育職給与条例附則第 8 項の規定による給料の額との合計額」とする。 【新設】
--	--

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。